

山梨県公報

第千五百七十七号

平成十七年

六月九日

木曜日

目次

| | |
|---------------------------------|-----|
| 使用料の収納事務の委託(二件)..... | 四二三 |
| 道路の区域変更(二件)..... | 四二三 |
| 道路の供用開始(二件)..... | 四二四 |
| 建築基準法に基づく道路位置指定..... | 四二四 |
| 公告 | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請..... | 四二四 |
| 教育委員会 | |
| 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則..... | 四二五 |
| 庁中処務細則等の一部を改正する訓令..... | 四二五 |
| 人事委員会 | |
| 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... | 四二二 |
| 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... | 四二二 |
| 山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則..... | 四二二 |

告示

山梨県告示第三百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年六月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

一 委託の相手方

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

二 委託に係る使用料

山梨県立愛宕山こどもの国のキャンプ場の使用料

三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第三百十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年六月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

一 委託の相手方

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

二 委託に係る使用料

山梨県立愛宕山少年自然の家の使用料

三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第三百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

一 道路の種類 県道

二 路線名 甲府笛吹線

三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--|------------|-------------|-----------------|--------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 笛吹市大字石和町小石和字神明二二八番地 先から 笛吹市大字石和町小石和字神明三七七番地 先まで | 五・四 六・六 | 六・六 二二・四 | 一〇二・四 | 一一四・三 |

山梨県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年六月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年六月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中道塩山線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 延長 (メートル) |
|---|------------|-------------|----------------|
| | 旧 | 新 | |
| 笛吹市大字御坂町八千蔵字居屋敷二五五番の一地先から 笛吹市大字御坂町八千蔵字諏訪之原四五五番の一地先まで | 七・四 九・五 | 七・四 二四・六 | 一八二・〇 一八二・〇 |

山梨県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年六月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年六月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|--------|--|--------------|---------------|
| 県道 | 今諏訪北村線 | 南アルプス市大字上今諏訪字堀上一三一九番の一地先から 南アルプス市大字西野字東原一五八八番の一地先まで | 五二〇・〇 | 平成十七年 六月九日 |

山梨県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年六月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年六月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|------|---|--------------|---------------|
| 一般国道 | 一三七号 | 笛吹市大字御坂町上黒駒字桂野 大道下一八四三番の一地先から 笛吹市大字御坂町上黒駒字白山 一七九五番の一地先まで | 一一三三・〇 | 平成十七年 六月九日 |

山梨県告示第三百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十七年六月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

- 一 道路の位置
甲斐市玉川字下冷久保六二四番一
- 二 道路の幅員
四・〇メートル
- 三 道路の延長
三四・九八メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

第十七号様式中「決裁」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理届出人職氏名印」を「本人又は代理届出人職氏名」に改める。
第十七号様式の二中「決裁」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理届出人職氏名印」を「本人又は代理届出人職氏名」に改める。
第十七号様式の三中「決定」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理届出人職氏名印」を「本人又は代理届出人職氏名」に改める。
第十七号様式の四及び第十七号様式の五を次のように改める。

第17号様式の4 (第46条関係)

無 給 休 暇 願 簿

(所属名) (職) (氏名)

| 決裁者 職氏名 | 承認月日 | 願出月日 | 休暇の種類 | 休暇の具体的 な内容 | 休暇を受けようとする期間 | | 本人又は代 理願出人職 氏名 |
|------------|------|------|-------|---------------|----------------|-------|----------------------|
| | | | | | 休暇を受けようとする日、期間 | 日・時間数 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

介 護 休 暇 願 簿

(所属名)

(職)

(氏名)

| 決裁者 職氏名 | 承認月日 | 願出月日 | 要介護者 氏名 | 休暇を受けようとする期間 | | 本人又は代 理願出人職 氏名 |
|------------|------|------|------------|----------------|-------|----------------------|
| | | | | 休暇を受けようとする日、期間 | 日・時間数 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | / |

第十七号様式の六中「決裁」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理願出人職氏名印」を「本人又は代理願出人職氏名」に改める。

第十八号様式及び第十八号様式の二を次のように改める。

第18号様式及び第18号様式の2 削除

第十九号様式中「リーダー等経田印」を「リーダー等職氏名」に、「命令印」を「命令者職氏名」に改める。

(山梨県教育事務所処務規程の一部改正)

第二条 山梨県教育事務所処務規程(昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「旅行は、」の次に「山梨県職員旅費支給規則(昭和三十三年山梨県規則第七号)別記様式その一及び別記様式その二に規定する」を加え、「(第十八号様式及び第十八号様式の二)」を削る。

第四十条第四号中「無給休暇承認申請書」を「無給休暇願簿」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(諸願又は諸届の提出等)

第四十四条 所員の諸願又は諸届は、教育長あてとし、所長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の願及び届に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて、当該願及び届に代えることができる。

3 第三十三条の時間外勤務命令簿及び第三十四条の旅行命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもつて、当該命令に代えることができる。

第十六号様式中「決裁」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理願出人職氏名印」を「本人又は代理願出人職氏名」に改める。

第十七号様式中「リーダー等経田印」を「リーダー等職氏名」に、「命令印」を「命令者職氏名」に改める。

第十八号様式から第十九号様式までを次のように改める。

第18号様式から第19号様式まで 削除

第二十号様式中「決裁」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理願出人職氏名印」を「本人又は代理願出人職氏名」に改める。

第二十号様式の二中「決定」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理願出人職氏名印」を「本人又は代理願出人職氏名」に改める。

第二十一号様式及び第二十一号様式の二を次のように改める。

無 給 休 暇 願 簿

(所属名) (職) (氏名)

| 決裁者 職氏名 | 承認月日 | 願出月日 | 休暇の種類 | 休暇の具体的 な内容 | 休暇を受けようとする期間 | | 本人又は代理 願出人職 氏名 | |
|------------|------|------|-------|---------------|----------------|-------|----------------------|--|
| | | | | | 休暇を受けようとする日、期間 | 日・時間数 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

第21号様式の2 (第40条の2関係)

介 護 休 暇 願 簿

(所属名)

(職)

(氏名)

| 決裁者 職氏名 | 承認月日 | 願出月日 | 要介護者 氏名 | 休暇を受けようとする期間 | | 本人又は代 理願出人職 氏名 |
|------------|------|------|------------|----------------|-------|----------------------|
| | | | | 休暇を受けようとする日、期間 | 日・時間数 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

第二十二号様式中「決裁」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理願出人職氏名印」を「本人又は代理願出人職氏名」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十八号

山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年六月九日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第四号卒の項第五号中19を20とし、2から18までを3から19までとし、1の次に次のように加える。

2 国立看護大学校看護学部の卒業

別表第四号卒の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 専門職学位課程修了

学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了

別表第四号卒の項第二号3を次のように改める。

3 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格（旧大
学入学資格検定期程による大学入学資格検定の合格を含む。）

別表第六表中

| | | | | | | |
|--|-----------|-----|------|------|------|------|
| | 修士課程修了 | 十八年 | + 二年 | + 四年 | + 六年 | + 九年 |
| | 修士課程修了 | 十八年 | + 二年 | + 四年 | + 六年 | + 九年 |
| | 専門職学位課程修了 | 十八年 | + 二年 | + 四年 | + 六年 | + 九年 |

に改める。

別表第七第五号の表その他の項中

「修士課程修了」を「修士課程修了」に改め
大学六卒」を「大学六卒」に改め

る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第二十九号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年六月九日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中 「修士課程修了」を「修士課程修了」に改める。

大学六卒」

大学六卒」

別表第三第二号、第三号及び第四号の表中「修士課程修了」を「修士課程修了」に改める。

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第三十号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年六月九日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則（昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一号様式を次のように改める。

退職手当支給一時差止処分書

年 月 日

殿

（一時差止処分者）

印

山梨県職員の退職手当に関する条例第12条の2第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

備考（1）には不服申立てをすべき任命権者を、（2）には処分の取消しの申立てをすべき任命権者を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（4）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載する。

第二十五号様式を次のように改める。

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

（返納命令者）

印

山梨県職員の退職手当に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき、既に支給した退職手当のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (2) を被告として（被告を代表する者は (3) ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

| | | |
|------|---|---|
| 算出根拠 | ①既に支給した一般の退職手当等の額 | 円 |
| | ②山梨県職員の退職手当に関する条例第12条の3第1項第1号の規定により控除される額 | 円 |
| | 返 納 額 (①-②) | 円 |

（記事）

.....

.....

.....

.....

.....

備考 (1)には不服申立てをすべき任命権者を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番